

Antislavery Movements and Walden : A Study of "Higher Laws"

Takahashi Tutomu
九州大学言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/1361257>

出版情報 : 英語英文学論叢. 55, pp.33-46, 2005. 九州大学英語英文学研究会
バージョン :
権利関係 :

奴隷解放運動と『ウォールデン』 —

「より高い法則」をめぐって

高 橋 勤

ソローの『ウォールデン』が出版されたのは1854年8月9日であり、昨年
で150周年を迎えた。1854年というと、ソローはその年の独立記念日、つまり
『ウォールデン』上梓のほぼ一月前に「マサチューセッツの奴隷制度」とい
う講演を行なっている。『ウォールデン』に示された「自己解放」の思想と、
「マサチューセッツの奴隷制度」における奴隷解放の論理とはどのように結
びついていたのか。

1850年代半ばのアメリカを振り返ってみると、「逃亡奴隷法」（「1850年の妥
協案」）の施行により北部と南部の緊張が一気に高まった時代であった。この
法律によってボストン周辺においても黒人の拘束が相次ぎ、ニューイングラ
ンド地方では廃止論者ばかりではなく、穏健な人道主義者たちによる抗議活
動も活発化していた。ソローが「マサチューセッツの奴隷制度」という講演
を行なったのも、こうした奴隷制廃止論者の集会においてのことだったので
ある。

本論では、『ウォールデン』が1854年に出版された事実に注目し、南北戦争
前における奴隷解放運動という観点から、『ウォールデン』と、同年に講演さ
れた「マサチューセッツの奴隷制度」、そして「原則なき生活」をについて考
察したい。

1 奴隷解放運動とコンコード

10年目の記念日

ソローのウォールデン湖畔での独居生活が、1845年7月4日の独立記念日
に始められたことは周知のとおりであろう。その2日後、つまり7月6日の
日記において、ソローはこの実験的なひとり暮らしの目的を意気揚々と語っ
ている。

人間の内なる西インド諸島、つまり海を隔てた領土ではなく、個人の思考と想像力の領域において自己を解放すること。解放された一つの心と知性——それが百万の奴隷の足枷を外すことになるのだ。(PJ2: 154)¹

ソーローは奴隷解放という同時代的な問題に触れながら、それを精神的な意味合いに読み替えるかたちで「自己解放」の必要性を主張した。この日記の一節は『ウォールデン』の核心的な主張として、冒頭「経済」の章に組み込まれることになる。

ときどき不思議に思うのだが、われわれは黒人奴隷という卑劣だが、どこか遠い地の奴隷制度を気にかけるほど、不真面目であっていいのだろうか。なぜなら、北部と南部の両方を隷属させる抜け目のない、狡猾な奴隷監督があまたいるからである。南部の奴隷監督というのもひどいが、いちばんひどいのはあなた自身が自分の奴隷監督になることである。(中略) 人間の内なる西インド諸島、いわば個人の空想と想像力の領域において自己を解放すること —— それをもたらすウィルバーフォースはどこにいるのだろうか。(W4)²

英領西インド諸島において奴隷制度が廃止されたのは1834年8月1日であった。その10年後の1844年8月1日、つまりソーローがウォールデンに入る前年に、エマソンは「英領西インド諸島の奴隷解放」(“Emancipation in the British West Indies”)という講演をコンコードで行なっている。ソーローが西インド諸島の奴隷解放に言及した背景には、おそらくエマソンの講演が直接のきっかけとなっていたであろうし、西インド諸島の奴隷解放を祝う記念日が当時のコンコードにおいて遵守されていたという経緯もあるだろう。

エマソンを講演に招いたのは奴隷制反対コンコード婦人部であった。コンコード婦人部には、ソーローの母シンシアやエマソンの妻リディアンが積極的なメンバーとして活動しており、いわばエマソンは身内の政治活動にかつぎ出される形で講演を行なったのである。そして、このエマソンの講演のためにコンコード第一教会の鐘を鳴らしたのは、ほかならぬソーロー自身であったのだ。³

「遠い地の奴隷制度」

ここにおいて特に注目したいのは、奴隷制度が「どこか遠い地の奴隷制度」(“somewhat foreign form of servitude”)と表現されていることである。むしろ、この一節は精神的な「自己解放」について述べたものであり、「遠い地の」(“foreign”)という言葉は、内に対する外、つまり自己に対する社会を示す修辭であったことだろう。というのも、「この比較的自由的な国」においてさえ、住民は「自分の奴隷監督」となり、「自分に対する意見の奴隷であり囚人」となっている状況があったからである。

いっぽう、この“foreign”という言葉の中に、奴隷制度に対するソロー自身の微妙な距離感を読み込むことも可能ではないだろうか。つまり、「どこか遠い地の奴隷制度」という修辭が「マサチューセッツの奴隷制度」へと移行する過程に、ソローにおける態度の変化を、さらには40年代と50年代における奴隷制に関する世論の変遷を読み込むことはできないであろうか。先に挙げた日記の一節にみられるように、「心と知性の解放」が最終的に奴隷の解放を導くという考え方は、ソローにおける改革思想の哲学性を示すものであったからである。

エマソンによる「英領西インド諸島における奴隷解放」という講演をみても、そこで問題とされたのは社会制度そのものの変革ではなく、あくまでも個人の変革と完成であった。「あなた方は黒人であれ白人であれ、男であれ女であれ、自分自身を救わなければならないということだ。他からの救いはない⁴」という主張は、まさに「自己信頼」の思想であったのだ。1844年に行なわれた他の二つの講演、「ニューイングランドの社会改革家」(“New England Reformers”)、「政治」(“Politics”)に共通する主張も、あらゆる社会改革は「部分的」なものにすぎず、自己の改革こそ本質的な改革であるということだった。「社会制度の欠陥が一つや二つ、あるいは二十修正されたとしても、それは大したことはない。むしろ、個々人が良識をもつことこそ重要なのである。」⁵社会改革の基本に個人の精神を据えるという考え方は、エマソンの「自己信頼」においても、またソローの「自己解放」の思想においても共通したものであり、40年代の奴隷解放をめぐる穏健派の意見を代弁してもいたのである。

40年代の解放思想

1840年代において、奴隷解放についての議論は、「急進派」(immedialist)

と「段階派」(gradualists)という二つの考え方に大きく分かれていた。急進的な廃止論者たち(abolitionists)は奴隷制度の即時撤廃と黒人奴隷の全面的な解放を求めた。いっぽう、「段階派」と呼ばれた解放論者の多くは、原則的には奴隷制に反対しつつも、社会の転覆をも辞さない廃止論者の主張には懐疑的であり、むしろ、世論の高まりと黒人奴隷の自立を第一義に考えていた。⁶かれらにとって奴隷制度は社会悪でありながら、キリスト教精神に基づく個人の完成という、超絶主義的な命題によって克服されるべき問題であったのだ。1840年代のソーやエマソンにおける奴隷制とのかかわりを考える場合、人々の良心に訴えかける「道徳的な説得」(moral suation)という方策こそその特色を示すものであり、ソーの言葉を借りるならば、社会改革よりも「精神的な改革」(“moral reform” W61)が優先されたのである。

2 逃亡奴隷法と「より高い法則」

『ウォールデン』の亀裂

ここで思い起こさなくてはならないのは、『ウォールデン』という作品が九年間の推敲ののちに刊行されている事実である。40年代半ばの体験に基づいて書かれた文章が7回にわたって改稿され、あるいは大幅に加筆されて、50年代半ばに出版された経緯である。『ウォールデン』の草稿を詳細に研究したJ. リンドン・シェインリィによると、作品の後半部、特に「池」、「より高い法則」、「動物の隣人たち」、「以前の住人、冬の訪問者」等の章は、1852年以降に全面的に改稿され加筆されたものであった。⁷この『ウォールデン』の創作上の亀裂に注目したのがロバート・サトルマイヤーであり、社会風刺が顕著な前半部に対して、52年以降に書かれた後半の章では、より内向的で思索的な傾向が見られ、弱者に対する共感の姿勢がある、と指摘した。⁸

『ウォールデン』の創作上の亀裂のなかに、ソーにおける奴隷制に対する態度の変化を読みとることはできないであろうか。つまり、『ウォールデン』というテキストは奴隷解放運動をめぐる40年代半ばの政治思想と、逃亡奴隷法の発令を経て、北部と南部の対立が激化する50年代の思想を複雑に反映していた、と考えることはできないであろうか。

黒人奴隷の伝記

52年以降に加筆された『ウォールデン』の後半部を検討する前に、「1850年

の妥協案」(逃亡奴隷法)の発効によって生じた社会状況の変化について整理しておきたいと思う。

身近なところから話をはじめると、ソローの母シンシアとエマソンの妻リディアンが奴隷制反対コンコード婦人部の積極的なメンバーであったことは、前にも触れた。じっさい、コンコードは逃亡奴隷の支援組織である「地下鉄道」の「停車場」として知られ、ニューイングランド地方における奴隷解放運動のひとつの拠点であったのである。⁹さらに、逃亡奴隷法の新たな施行は、おおくの穏健派の奴隷解放論者を政治活動に駆りたてることになる。なぜなら、この法律の新たな発令にともない、身近なところで黒人が相次いで拘束されていたからである。ボストンでは、51年2月にシャドラックの拘束事件が起こり、¹⁰3月にはトーマス・シムズが強引にジョージア州に送還され、瀕死状態にまで鞭打たれている。54年5月には、ソローを激怒させたアンソニー・バーズンの拘束事件が起こり、マサチューセッツ州における奴隷制反対運動を激化させた。ソローが「マサチューセッツの奴隷制度」という講演を行なったのも、バーズン事件に関する抗議集会においてのことだった。

ソローの逃亡奴隷に対する直接的な対応ぶりについては、すでにいくつかの歴史的な証言がある。その中でもっとも頻繁に語られるのは、ヘンリー・ウィリアムズという逃亡奴隷をほう助した経緯である。¹¹51年9月30日、ボストンから逃走してきたウィリアムズをソローは自宅にかくまい、翌日列車の切符を買い与え、カナダへと逃亡させている。このことに深く感謝したウィリアムズは、解放されたのち、ソローの元へアンクル・トムの彫像を送り届けたと一。

52年以降大きく改稿された『ウォールデン』の後半部を見ると、すぐさま「昔の住人、冬の訪問者」という章が目されるだろう。なぜなら、ケイトー・イングラハム、ジルファ、プリスター・フリーマンという3人の黒人の短い伝記が書き記されているからである。その著しい特徴は、黒人の生活の困難さと悲劇性であり、そうした生きざまへの深い共感であった。ジルファについて書かれた、「彼女はつらい人生を過ごした、ある意味では非人間的な人生だった」という言葉にソローの共感を読みとることもできるであろうし、黒人奴隷の人生を「語る」行為そのものに、重要な、同時代的な意味合いがあったとも言えるだろう。¹²というのも、45年に刊行された『フレデリック・ダグラスの伝記』が知識人や人道主義者らに覚醒作用をもたらしたのも事実であり、52年に出版されたストウ夫人の『アンクル・トムの小屋』がベストセラー

となり、奴隷制について議論を巻き起こしていたからである。57年には、黒人奴隷の人格を否定し「所有物」(property)であるとした、Dred-Scott判決が出されるが、こうした「人」か「物」かという南北のせめぎ合いの中で、黒人の人生を「語る」行為には象徴的な意味合いがあったと思われる。

“Animal Food”から“Higher Laws”へ

サトルマイヤーは『ウォールデン』の後半部を検証する過程において、「より高い法則」という章に注目している。52年以降にその大半が書き加えられたこの章は、第6稿まで「肉食」(“Animal Food”)というタイトルが付されていた。サトルマイヤーによると、「肉食」という章題が急遽「より高い法則」へと変更された背景には、ソローの思想において精神と肉体に関する考察が深化したからだ、と説明される。¹³

サトルマイヤーはここで奴隷解放運動への言及を避けているのだが、それはむしろ不自然なことのように思われる。というのも、この「より高い法則」という語句は、50年代の奴隷解放思想においてひとつの重要なキーワードとなっていたからである。ダニエル・ウェブスターが逃亡奴隷法を擁護して行なった「3月7日の演説」に対して、上院議員ウィリアム・シーウォードは数日後、「連邦憲法よりも高い法則」(“Higher Law than the Constitution”)がある、と反論した。¹⁴それ以来、「より高い法則」という言葉は奴隷制廃止論者たちに歓迎され、その精神を示す常套句とさえなっていたからである。

54年にエマソンが行なった「逃亡奴隷法」という講演には、当時の政治状況的一幕にふれた「より高い法則」への言及がある。エマソンは、ダニエル・ウェブスターがニューヨーク州オルバニーで行なった演説を引用し、きわめて感情的にこう断罪する。

そして、道徳や義務の問題ということに話がおよぶと、かれ(ウェブスター)ははっきりとこう語ったのである、「より高い法則とかいうもの、この地上と天上界の間のどこかにあるとかいうもの、—そんなものがどこにあるのか、わたくしにはわからない。」記者の伝えることが本当なら、この嘆かわしい無神論によって、聴衆の間に嘲笑の波が起きたということだ。¹⁵

この一節を見ても、「より高い法則」という宗教上の概念が当時の政治状況を

大きく揺るがしていた事実が理解できるだろう。ウェブスターのオルバニーでの演説はそうした背景を皮肉った言葉であり、エマソンはそれを「嘆かわしい無神論」と非難したのだった。

『ウォールデン』の改稿段階において、「肉食」という当初のタイトルが「より高い法則」へと変更された背景には、こうした政治状況があったことは否めない。ソローはまた、この「より高い法則」という宗教的な概念が、『ウォールデン』の出版前後に行なわれた二つの講演「マサチューセッツの奴隷制度」、「原則なき生活」と密接に結びつけられていたことを熟知していたのである。

3 「原則」と「妥協」のはざま

3つの“Higher Laws”

「マサチューセッツの奴隷制度」は、前にも触れたとおり、1854年5月に起きたアンソニー・バーンズの拘束事件に対する抗議集会で行なわれた演説であった。この演説において、ソローはマサチューセッツ州政府とメディアの対応を批判し、行政と世論が「良心」を著しく欠いた状況を糾弾した。この演説を全文掲載した『ニューヨーク・トリビューン』紙のホレイス・グリーリーは“A Higher Law Speech”という題で解説を付している。

より低い法律を扱っている雑誌の連中は、米国議会において「より高い法則」を唱導する者たちの演説をとやかく非難する。しかし、われわれは今朝ここに正真正銘の「より高い法則」の演説を掲載して、あの連中を訓化してやらねばならぬ。その演説とはヘンリー・D・ソローが先の独立記念日において、マサチューセッツ州フラミンガムで行なった演説であり、ウィリアム・ロイド・ギャリソンはその場で米国憲法を焼き捨てたという。「より高い法則」の演説ではサムナー、シーウォード、チェイスが一級品であると言われるが、この演説を目にしたものは、そうした主張がいかにかがわしいものであるかがわかるだろう。ソロー氏こそ正真正銘の本物である（後略）¹⁶

ここにおいて注目すべきことは、「より高い法則」あるいは「より低い法則」という言いまわしが、当時の政治状況において共有され、特有のレトリック

となっていた事実である。「マサチューセッツの奴隷制度」という挑発的なタイトルからして、われわれはソローの独自性を想起しがちだが、この演説はすでに“Higher-Law Speech”という類型化された演説のジャンルに沿って作成されたものだった。そうした背景を熟知した聴衆に向かって、ソローは、「いま必要とされているのは、連邦憲法よりも高い法則、いや多数の決定よりも高い法則をわきまえる人間である」¹⁷と語りかけたのである。

「原則なき生活」(“Life Without Principle”)は改稿の段階において「より高い法則」(“Higher Laws”)という題名が付されられていた。この演説は、カリフォルニアのゴールドラッシュを例に引きながら社会の物質主義的風潮を警告し、「精神的な自由」を追求することの意義を主張したものであった。このエッセイにおいても、ソローはアメリカ社会がいかに「原則」を欠いた状況にあるかを批判し、その典型的な例として奴隷制度を槍玉に挙げている。

政府と立法。こうしたことをわたくしは立派な仕事だと考えていた。(中略)しかし、考えてもみ給え、黒人奴隷の子孫の数を規制し、たばこの輸出を規制する法律をつくるなどということ。神聖な法律家とたばこの輸出入といったいどういう関係があるというのか。人間味のある法律家と黒人奴隷の子孫とどういう関係があるというのか。¹⁸

この一節においても、社会の法と「より高い法則」という宗教的な概念が対比的に描かれている。「神聖な法律家」とは、むしろ、キリスト教の神であり、その神の定めた「より高い法則」は社会と個人が抱いていなければならぬ「良心」であり「原則」であった。

「ピュアであること」

『ウォールデン』の「より高い法則」という章に関して興味深いことは、奴隷制への言及がいつさえ見られないことである。よく知られているように、この章は生きたマーモットを食らうという野性的な本能を描いたエピソードで始められている。内なる野性というものを尊重しながら、他方において、精神的で詩的な生活—「より高い原則に従った生活」—を希求するという、いわば、ソローにおける超絶主義思想の核心を示す章であった。ではソローは、なぜ、「肉食」という本来の章題を「より高い法則」へと変えたのか。「より高い法則」という言葉の政治的な含蓄を熟知しながら、なぜ奴隷制に関する

言及を避けたのか。さらに、ソローにおける超絶主義思想と奴隷制とは無縁であったのか。

こうした問いに答えるヒントは、この章の後半部に示されているように思われる。というのも、ソローは後半部において、感覚的なイメージを用いて人間存在の「純粋さ」について語っているからである。「清潔さこそ人間の開花した状態」(W149)であり、「純潔の水路が開いていれば、人間は直接神へと合流する」(W49)。こうした言葉に見られるとおり、「より高い法則」という章に記された内容は、ピューリタンの倫理と感性であった。つまり、ソローはマサチューセッツの精神風土を示唆することによって、間接的に、しかもその根本において奴隷制を否定したと考えられまいだろうか。「より高い法則」という章題によって示された政治的な意図は、比喩的な表現を用いて詩的に表現された、と言えるのではないだろうか。「われわれの生活のすべては驚くほどに道徳的であり、美德と悪徳の間には一瞬の休戦もない」(W46)のであり、「不純なものは純潔さとけっして交わることはない」(W48)のだ。

ここで想起すべきことは、「マサチューセッツの奴隷制度」の結末において、ソローが沼地で見つけた睡蓮の花の「純粋さ」に人類の希望を託したことである。いや、この演説全体において、ソローは「より高いもの」と「より低いもの」を明確に色分けし、感覚的なイメージと比喩を用いて奴隷制を激しく糾弾していたことである。南部あるいは奴隷制には「蛇」「爬虫類」のイメージが多用され、「逃亡奴隷法」を追認したマサチューセッツ州は「地獄」に喩えられた。こうした演説のレトリックは、奴隷制廃止論者の中心人物ウィリアム・ギャリソンやウエーデル・フィリップスの演説にもしばしば見られる修辭であり、¹⁹こうした宗教性の主張こそ、マサチューセッツ州の奴隷解放論者の政治的なレトリックでもあったのだ。

「より高い法則」という章にみられる「ピュアであること」の意識的な強調は、かならずしも、「肉食」に反発したというだけのものではないだろう。それはマサチューセッツにおける宗教風土のルーツと政治的な「原則」を示す身振りであり、南部の奴隷制に象徴されるどん欲さや怠惰に対する痛烈な攻撃であったと言えるのではないだろうか。それを裏づけるように、「マサチューセッツの奴隷制度」において多用された「蛇」「爬虫類」のイメージは、「より高い法則」においては「不純なもの」の象徴として用いられていた。興味深いことに、ソローは『ウォールデン』の「結論」において、この作品をウォールデン湖の氷の純粋さに喩え、南部の商人の不純などん欲さと対比

的に描いている。「南部の商人は[ウォールデンの水]が濁ってでもいるかの
ように、その青い色に不満を漏らす、それこそ純粹さの証である。かれら
は白い色をしたケンブリッジの水を好むというが、そちらは水草の味がす
る。」(W217)

4 マサチューセッツという聖地

霊の法則

「マサチューセッツの奴隷制度」という講演を耳にした聴衆、あるいはその講演録を目にした読者たちが、この『ウォールデン』の「より高い法則」の章に、奴隷制にまつわるイデオロギーを読み込んだであろうことは容易に想像できる。しかし、他方において、「より高い法則」の起源が「逃亡奴隷法」にまつわる政治的な論争にあると結論づけてしまうのは早計であろう。むしろ、シーウォードが用いた政治的なレトリックは、エマソンを中心とする超絶主義思想の宗教的な思想の中にこそその母型があった、と考えられる。²⁰ 「より高い法則」という奴隷解放論者のレトリックを揶揄したウェブスターに対して、エマソンは「より高い法則」こそすべての法の根本的な原則であると反論する。

法律家が法の原則をないがしろにするほど盲目であることに、わたくしは驚いている。数カ月前、裁判所において「より高い法則」が冗談のネタにされたと聴いて驚き、わたくしは数冊の法律書を持ち出し、繙いてみた。どの分野の法律書においても聖書がその重要な一部を構成し、法の原則に照らし合わせると、不道德な法律は効力をもたない、ということをししばしば耳にしていたからである。²¹

エマソンを中心とした超絶主義思想において、「より高い法則」という概念が核心的な思想であったことは言をまたない。「超絶」(transcendence)という言葉そのものに「より高い」精神性という意味合いが含まれており、神学的な「法則」の探究と実践こそ、エマソンを含めた思想家たちが目指したものであったからである。エマソンが「自然論」の結末において、観念論のなかにこそ「われわれは本当のより高い法則を見出すのである」²²と語ったことは象徴的であったし、「自然論」の構成そのものが「より高い」精神性に向け

で段階的に秩序づけられていたのも事実である。

「より高い法則」という概念は、エマソンのエッセイにおいて“the law of spirit”, “Law”, “the Highest Law”, “transparent law”, “infinite Law”と様々に言い換えられ、「霊の法則」(“Spiritual Laws”)、「大霊」(“The Over-Soul”)、「円」(“Circles”)、「償い」(“Compensation”)というエッセイの核心をなす思想であった。こうした「法則」という概念の背景には、自然科学における物理法則の発見、プラトンの観念論、あるいはカントの形而上哲学等の影響があったのであろうが、ここで確認しておきたいことは、エマソンにおいて「より高い法則」という概念は、たんに宗教的、政治的な修辭ではなく、神学的な信念であり、物理的な法則の発見と同様に、真実の顕現とみなされていたことである。カントが哲学の科学をめざしたように、エマソンは宗教の科学を追い求めたと言えるだろう。

「透明な眼球」

さらに、奴隷制を含めた社会制度との関連で言えば、「より高い法則」という概念は、「顕在」と「純粹さ」²³という二つの重要な概念と結びつけられていた。エマソンが「神学部講演」において「法の完全無欠さが人々の心に適応され、社会の法となる様を見るがいい」²⁴と語ったように、「より高い法則」は個人の良心に反映されるものであるとともに、社会の法として顕在化されるべきものであったからである。すくなくとも、エマソンを含めた超絶主義者の社会改革の理想はそこにあったはずである。それとともに、「より高い法則」は個人の内面の「純粹さ」を必要とした。なぜなら、「より高い法則」が自然界と精神界に遍満し、個人の内面と社会に顕現するためには、「純粹さ」あるいは「透明さ」という概念が不可欠であったからである。エマソンにとって、「重力の法則と人間の心の純粹さは同一のもの」²⁵であったのである。

同じような意味合いにおいて、ソローは『ウォールデン』の「結論」に、社会の法と「より神聖な法則」に根ざした自己の法とを対比的に描いている。

正しい人であれば、「社会の最も神聖な法律」とみなされるものにも「堂々と対峙」し、より神聖な法則に従うことによって、おのれの道を踏みはずすことなく自己の信念を確認することだろう。社会に対してそうした態度にでることが問題なのではなく、おのれの法則にしたがって自己を保ち続けることが大切なのである。もしこの世に正しい政府というもの

があるとすれば、自己の法則と政府はけっして敵対することはないのである。(W215)

こうした思想がニューイングランド地方、とくにマサチューセッツ州における奴隷解放運動の精神的な支柱であり、特有な政治的レトリックともなっていたのである。それは天と地という宗教的なレトリックであるとともに、北と南、自由と奴隷制という地政学的なレトリックでもあったのである。

5 おわりに

むしろ、『ウォールデン』という重層的なテキストを奴隷解放運動という政治性のみによって説明することはできないであろう。「マサチューセッツの奴隷制度」がソローにおける政治性の一つの極を示したものであるなら、『ウォールデン』はその対極の世界を描いた作品であるとすることもできる。

しかしながら、ソローがウォールデン滞在中にメキシコ戦争に反対して入獄し、その10日後には、コンコード婦人部が奴隷制に反対する集会をソローの小屋の前で開催した、という経緯からしても、²⁶ソローにおけるウォールデン体験を透明な、政治性から明確に切り離された出来事と考えることはできないのである。生活を簡素化し自己を「解放」という身振りは、民主主義（個人主義）というアメリカの政治的な「原則」を想起させる主張であり、さらには道徳的な「純粹さ」というプロテスタンティズムの源流に立ち返って、個人と社会の関係を問い直すことでもあったと思われる。この意味において、「自己解放」を示した『ウォールデン』は、個人の再生の書であるとともに、奴隷制という根本的な矛盾を抱えたアメリカ社会の再生を意図した書であったとすることができるであろう。

注

1. Henry David Thoreau, *The Writings of Henry D. Thoreau, Journal*, vol. 2, ed. Robert Sattelmeyer (Princeton: Princeton UP, 1984) 156. 以下プリンストン版の日記については、*PJ*と略記し、ページ数を付す。
2. Henry David Thoreau, *Walden and Resistance to Civil Government*, 2nd Edition, ed. William Rossi (New York : Norton, 1992) 4. *Walden* からの引用については、この版に依るものとし、以下 *W* と略記し、ページ数を付す。
3. 奴隷制反対コンコード婦人部については、Walter Harding, *The Days of Henry Thoreau* (New York: Dover, 1962) 73-74 に詳しい。
4. Ralph Waldo Emerson, "Address on Emancipation in the British West Indies," *The Complete Works of Ralph Waldo Emerson*, vol. 11 (Boston: Houghton, Mifflin, & Co., 1904) 172.
5. Ralph Waldo Emerson, "New England Reformers" *The Complete Works of Ralph Waldo Emerson*, vol. 3 (Boston: Houghton, Mifflin, & Co., 1903) 248
6. 例えば、当時の知的指導者であったWilliam E. Channingの著作"Slavery"にはそうした主張がみられる。
7. J. Lyndon Shanley, *The Making of Walden* (Chicago : U of Chicago P, 1957) 67.
8. Robert Sattelmeyer, "The Remaking of Walden" *Walden and Resistance to Civil Government* 433.
9. Harding 74.
10. Harding 314-316.
11. Harding 315-316.
12. ダニエル・ペックは「昔の住人」に描かれた人物の描写を過小に評価し、ソーローは「軽くあしらった」("trivialize")、と指摘しているが、ケイトー・イングラハムやジルファらの黒人の人格を認め、その生涯を語ろうとしたことは当時において意義深いことではなかっただろうか。たとえば、「ベイカー農場」に描かれたジョン・フィールドというアイルランド移民に対する描写が一貫して冷淡であり、侮蔑的な口調であるのに対して、ケイトーやジルファへのまなざしは同情的ですらあるように思われる。H. Daniel Peck, *Thoreau's Morning Work: Memory and Perception in A Week on the Concord and Merrimack Rivers, the Journal, and Walden* (New Haven : Yale UP, 1990) 134.
13. Sattelmeyer 436.
14. Wesley T. Mott, ed. *Encyclopedia of Transcendentalism* (Westport : Greenwood Press, 1996) 82.
15. Ralph Waldo Emerson, "The Fugitive Slave Law," *The Complete Works of Ralph Waldo Emerson*, vol. 11 (Boston : Houghton, Mifflin, & Co., 1904) 215.
16. Harding 318-319.
17. Henry David Thoreau, "Slavery in Massachusetts," *Thoreau : Political Writings*, ed. Nancy L. Rosenblum (Cambridge : Cambridge UP, 1996) 133.
18. Henry David Thoreau, "Life Without Principle," *Thoreau : Political Writings* 118.
19. たとえば、ウェブスターの「3月7日の演説」に対して、フリリップスは地獄のイメージを用いてこう語っていた。"If, in the lowest deep, there be a lower deep for profligate statesmen, let all former apostates stand aside and leave it vacant. Hell, from beneath, is moved for thee at thy coming." James Brewer Stewart, *Wendell*

- Phillips: Liberty's Hero* (Baton Rouge: Louisiana State UP, 1986) 146.
20. Albert J. von Frank, *The Trials of Anthony Burns : Freedom and Slavery in Emerson's Boston* (Cambridge : Harvard UP, 1998)100.
21. von Frank 100.
22. Ralph Waldo Emerson, "Nature," *The Complete Works of Ralph Waldo Emerson*, vol. 1 (Boston : Houghton, Mifflin, & Co., 1904) 78.
23. 超絶主義思想における「純粹さ」(purity)という概念については、拙論「ピュアであること—ソローにおける認識の行方—」『言語文化論究』no. 16 (九州大学大学院言語文化研究院, 2002) 43-52を参照されたい。
24. Ralph Waldo Emerson, "An Address," *The Complete Works of Ralph Waldo Emerson*, vol. 1 (Boston : Houghton, Mifflin, & Co., 1904) 123.
25. Emerson, "An Address" 148.
26. Raymond R. Borst, *The Thoreau Log : A Documentary Life of Henry David Thoreau 1817-1862* (New York : G. K. Hall, 1992) 119.